

第5 福岡県及びうきは市の子ども・若者や

家庭の貧困課題への対策支援事業

1 金銭面での支援策

(1) 児童扶養手当

父母の離婚・父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童 について、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する目的の為に、手当 を支給する制度。

(2) 特別児童扶養手当

精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図る事を目的として、手当を支給する制度。

(3) 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな 成長を資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度。

2 貸付支援策

(1) 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付を行うもの。

(2) 生活福祉資金 (窓口は社会福祉協議会)

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会 参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

3 就学援助策

(1) 高校生等奨学給付金制度

平成26年4月以降に国公私立高等学校等に入学した生徒がいる福岡県在住の生活保護(生業扶助)受給世帯または市町村民税所得割額が非課税の世帯に、世帯の状況に応じて給付金が支給される制度。

(2) 就学援助(実施:市教育委員会)

うきは市に在住し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費 の一部を支給する制度。

4 住まい・生活の支援策

(1) 母子生活支援施設(実施:市福祉事務所)

18歳未満の子どもを養育している母子家庭等が、生活上の諸問題のため、子どもの養育が十分できない場合、子どもと一緒に入所できる施設。指導員が生活・教育・就職等について援助を行う。

(2) 県営住宅の優遇措置(実施:福岡県住宅供給公社)

住居にお困りのひとり親家庭の方を対象とし、県営住宅の抽選の際に倍率の優遇や 点数の付与を行うもの。また、収入が低く家賃の支払いが困難と認められる場合は家 賃の減免ができる。

(3) 生活保護(実施:市福祉事務所)

病気などにより収入が減少し、生活ができないとき、一定の基準で算定した生活費の 額と、その方の世帯の収入と比べ、不足分について支給するもの。

5 医療の支援策

(1) 乳幼児医療費支給制度(市保健課)

小学校に就学する前までの子が病院にかかったときの自己負担相当額から自己負担 額を差し引いた金額を助成する制度。

(2) ひとり親家庭等医療費支給制度(市市民生活課)

母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子、父母のない子が病院にかかった ときの自己負担相当額から次の自己負担額を差し引いた額を助成する制度。

6 うきは市独自の支援策

(1) 生活困窮者自立支援事業(※1)

• 自立相談支援

自立へ向けた中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応する 事業。細かい個別相談から得た、的確な評価・分析に基づいて自立支援計画を策 定し、関係機関との調整などを行う。

• 家計相談支援

生活困窮している対象者で、本人が希望する場合に家計に関する相談支援、家 計管理に関する指導、貸付けのあっせん等を行う。

• 就労準備支援

実際に就労を行う前に、就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から有期で行う。現在はうきは市内外の事業所から内職を斡旋し、作業スペースを設けて、内職シェアステーション「コココンネ」として展開している。

• 学習支援

準要保護・要保護・母子父子家庭等困窮状況にある世帯の中学生を対象とし、 学習の定着および社会性・多面的価値観の吸収の場として支援を展開している。 現在は浮羽・吉井の2会場にて平日夜、各会場週に一回実施している。

(2) 不登校・ひきこもり対策相談支援事業(※1)

平成22年度から実施しており、完全不登校傾向にある子ども達やひきこもり傾向にある若者、また、その家族を対象とした支援として展開をしている。精神的な貧困状態と不登校・ひきこもり状態は共通する部分が多く、既に支援対象者は8年目で100名を超えている。

訪問相談(アウトリーチ)を軸に、来所・電話・メール等の相談、フリースペースの 運営、当事者の会・家族会の運営補助、就労支援等、本人たちに合わせた支援を実施し ている。

(3) 福祉サービス利用援助事業(※1)

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等で判断能力が不十分な方を対象とし、福祉 サービスの利用に対しての援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりなどのお手伝いを 行うもの。子ども達の保護者が該当している場合に利用している。

(4) たすけあい援護金品の支給に関する事業 (うきは市社協)

JAにじ「耳納の里」ならびに農産物搬入者のご厚意により、過剰分の野菜を毎週月・水・金曜日にいただき、市内在住の生活困窮世帯や要支援世帯に安否確認を兼ねた配達を行っている。また、市民の皆様からご寄付いただいたお米も合わせて配布している。

(5) 子どもへの食品提供事業(福岡県とうきは市社協が協定)

福岡県と協定を行っている福岡県内に本社を置く企業から賞味期限まで余裕のある 食品を無償で提供頂き、学習支援等を通じ、子どもたちへと配布する事業。現在生活困 窮者自立支援事業の学習支援事業内にて併走して取り組んでいる。

学習支援だけでなく、困窮世帯へと食材を配布も行っている。

(6) 適応指導教室キーノート(うきは市学校教育課)

市内小・中学校の登校日に 9 時から 15 時まで、心理的な理由や情緒的な理由などで 学校に行くことができない児童生徒(小・中学生)に居場所を提供し、自立へ向けた学習 や各種体験活動を行う施設。

個性や発達段階に応じた目標を持たせ、児童生徒が自らの意志で学校に復帰できるように指導員が援助を行う。

(7) うきは市寺子屋(うきは市生涯学習課)

うきは市の小学生を対象に、漢字検定・算数検定などにチャレンジして個人の目標に 取り組むことで自学自習の力を伸長する。また学習支援員のサポートを受けながら、授 業で学んだことを復習したり、宿題に取り組んだりする補充学習を行い、家庭における 学習習慣の定着を図る。

(8) ひとり親家庭等日常生活支援事業(※1)

母子家庭、父子家庭または寡婦の方が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣し、生活を支援する。

※ただし、利用を希望する場合は派遣家庭登録が必要。

(9) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

保護者が仕事などの理由により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、 放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る場所。うきは市では9ヶ所 の学童保育所があり、社会福祉法人が運営する1ヶ所を除き、その他は、保護者からな る保護者会が運営を行っている。

(※1) うきは市社会福祉協議会がうきは市から委託を受け、実施しているもの